

「伊予市ブランド認定品 PR オンラインツアー」運営業務 仕様書

1 業務名

「伊予市ブランド認定品 PR オンラインツアー」運営業務

2 期間

契約締結日から令和5年3月1日まで

3 目的

新型コロナウイルス感染症の影響で低迷が続く地域経済の活性化を図るため、伊予市ブランド認定品の新たなPR手法として、現地に行かなくても旅行気分やグルメ等が楽しめる、オンラインツアーを企画・実施することで、当市の食や食文化の魅力を伝え、ブランド認定品の販路開拓を図るとともに、「伊予市ファン」を増やし、関係人口の拡大を目指す。

4 業務内容

以下の条件により、「伊予市ブランド認定品 PR オンラインツアー」を企画・実施すること。

(1) オンラインツアーの企画・実施

- ① オンラインツアーの企画に当たっては、ビデオ・WEB会議アプリケーション等を活用し、参加者と現地をオンラインでつなぐ等参加者が臨場感を味わえるような企画を提案すること。
- ② 「ますます、いよし。ブランド」認定品（以下、「認定品」という。）を、あらかじめ参加者に送付し、ツアーの中で紹介すること。使用する認定品の種類や金額は、ツアー内容に応じて適切な設定とすること。また、認定品の購入及び送付に係る経費は、ツアー参加費として参加者から収受すること。
- ③ 伊予市に精通する人物等をツアーガイドに起用し、現地の案内を行うとともに、認定品や作り手の魅力、お土産情報等を参加者に効果的にPRすることで、「伊予市ファン」の増加につなげるものとする。
- ④ ツアーの参加者は30名程度、時間は2時間以内とすること。
- ⑤ ツアー終了後、参加者からアンケートを取り集計・分析を行うこと。
- ⑥ 参加者から収受したオンラインツアーの参加費は受託事業者に帰属するものとする。
- ⑦ 最終的なツアー内容は、契約後、市と協議のうえ決定するものとする。

(2) オンラインツアー参加者の募集

中四国をメインターゲットとして、参加者を募集することとし、募集に当たっては、有効な方法を提案すること。

(3) 成果品の提出

受託者は、事業終了後速やかに、事業実績、参加者数、アンケート結果、効果分析等を含む「事業実績報告書」を提出すること。

5 業務実施体制等

(1) 業務実施体制及びスケジュール

- ① 提案に基づき業務を実施できる人員体制及びスケジュールを提案すること。
- ② 業務の進捗状況については、随時、協議・報告すること。

(2) 業務責任者の配置等

業務の実施にあたっては、本業務を統括し、伊予市から指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務遂行管理及び伊予市との意思疎通に努めること。

6 秘密保持

(1) 秘密の保持

- ① 伊予市は本業務に関し、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を、本業務の受注（予定）者選定以外の目的で使用しない。
- ② 受注者は本業務に関し、伊予市から受領し又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた調査結果等を、伊予市の許可なく公表し又は使用してはならない。
- ③ 受注者は、本業務により知り得た伊予市、企業、市民及び関係者の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報等の保護

受注者は、本業務を履行するうえで個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は法定代理人等の同意を得るとともに関係法令を遵守しなければならない。

- (3) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後も継続して履行されるものとし、違反があった場合は法令に基づき厳正に対処するものとする。

7 再委託

受注者は、本業務の全部を再委託し、または請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により伊予市の承諾を得たときは、この限りではない。なお、受注者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

8 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。品質が十分に確保されていない場合は、伊予市は改善要求の指示を行い、この指示を受けたときは、受注者は速やかに対応しなければならない。
- (2) 業務に係る一切の経費は委託料に含むものとし、商品の撮影に係る商品代金等は受注者が代金を支払うこととし、事業者に無償での提供を求めないこと。
- (3) 業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、伊予と協議の上、誠意をもって処理すること。